

事務連絡
平成25年4月1日

各地方整備局	道路情報管理官	殿
	地域道路調整官	殿
	道路保全企画官	殿
北海道開発局	道路技術対策官	殿
	道路防災対策官	殿
	地域事業管理官	殿
沖縄総合事務局	企画調整官	殿

道路局 国道・防災課
企画専門官
環境安全課
企画専門官

「不具合発生時の情報連絡及び技術支援等について（案）」の
一部見直しについて

標記については、平成21年11月10日付け事務連絡「不具合発生時の情報連絡及び技術支援等について」で通知しているところであるが、今般、「不具合発生時の情報連絡及び技術支援等について（案）」を一部見直したので通知します。

貴管下の国道事務所等へ周知するとともに、管内地方公共団体（公社を含む）に対しても、技術的対応が求められる不具合が発生した場合には、地方整備局等へ情報連絡されるよう協力依頼をお願いします。

なお、各高速道路株式会社あてに別添のとおり通知しているので申し添えます。

不具合発生時の情報連絡及び技術支援等について（案）

平成25年4月一部改正

1. 情報連絡及び技術支援等の目的

道路に関する構造物等の不具合発生時等における適時・適切な対応の実施と、情報の共有化による不具合の頻発を未然に防止することを目的とし、不具合発生時の情報連絡の徹底と適切な処置を行うための要請及び技術支援、迅速かつ適切な処置を行うための支援体制・連絡体制図の作成と共有化を図るものである。

2. 不具合発生時の情報連絡

1) 実施内容

直轄の道路に関する構造物等に技術的対応が求められる、または第三者被害（人的、物損）の恐れが予見される不具合が発生した場合は、速やかに状況や内容等を2)～4)に基づき情報連絡を行うものとする。

また、地方自治体等の道路において同様の不具合が発生した場合についても、出来る限り情報の伝達がなされるよう地方自治体等（公社を含む）に対して協力依頼を行うとともに、地方整備局等においては、適切な処置を行うための技術支援の体制を構築していることを周知する。なお、地方自治体等から不具合に関する連絡があった場合には直轄と同様に情報連絡を行うものとする。

2) 情報連絡すべき不具合の事象について

道路事業において、技術的対応が求められる、または第三者被害（人的、物損）の恐れが予見される下記事象が発生（下記事象を把握）した場合に適用する。なお、災害・工事事故等、既に通知している「一般国道における災害・事故発生時等における報告について」「地方管理道路の災害・通行規制等に関する情報連絡について」等を優先するものとし、業務の重複や過度の負担にならないよう配慮をお願いする。

- ①設計ミス
- ②施工中の損傷
- ③施工ミス
- ④施工不良
- ⑤粗雑工事
- ⑥構造物に重大な影響を与える亀裂、ひび割れ等の損傷
- ⑦通行規制等を伴う重大な損傷
- ⑧その他、道路管理者が必要と判断したもの、公表予定（専門誌等への投稿を含む）或いはマスコミ取材があったもの

3) 連絡先等

別添のツリー図及び不具合発生時における本省、国総研・土研と地方整備局等との情報連絡窓口一覧を参考とし、情報連絡及び支援要請等を行うものとする。(なお、情報連絡窓口一覧については、必要に応じ適時見直しを行う)

1) 本省道路局

- ・直轄改築系（未供用構造物）に関する情報
国道・防災課 企画専門官、課長補佐、ブロック担当係長
- ・直轄管理系（既供用構造物）に関する情報
国道・防災課 道路保全企画室 課長補佐、係長
- ・地方自治体等の道路に関する情報
補助国道：国道・防災課 課長補佐、係長
地方道：環境安全課 課長補佐、係長

2) 国土技術政策総合研究所・土木研究所

- 国土技術政策総合研究所 道路構造物管理研究室
室長又は担当主任研究官 TEL 029-864-4919
- 土木研究所 (CAESAR：構造物メンテナンス研究センター)
担当主任研究員 TEL 029-879-6773

4) 報告内容

- 速報 ①工事（設計）概要
- ②事象の発生概要及び図面
- ③現在の状況
- ④状況写真 等
- 詳細 ⑤原因究明等検討体制
- ⑥発生原因
- ⑦補修方法
- ⑧その他、観測データ、検討経緯、検討結果 等

3. 技術支援等

1) 直轄国道に関連した不具合等

不具合の発生時において、管理者が迅速かつ適切な処置を行えるよう各種技術支援体制を明確にし、必要に応じて適時適切な支援要請を行うとともに連携して適切な対応を図るものとする。

2) 地方自治体等の管理者の不具合等

地方自治体等（公社を含む）からの不具合に関する情報連絡のうち、技術支援の要請があった場合には、支援要請の内容を踏まえ、各種技術支援体制のうちから適切に支援要請を行うとともに、支援機関と連携して技術支援に努めるものとする。

3) 「橋の相談窓口」の試行

橋梁（鋼橋・コンクリート橋）に関する高度な技術的専門知識を必要とする緊急事態発生時の窓口「橋の相談窓口」が開設されたので、各種技術支援体制の一つとして、試行的に運用されたい。（別添参照）

なお、地方自治体等（公社を含む）に対しても情報提供されたい。

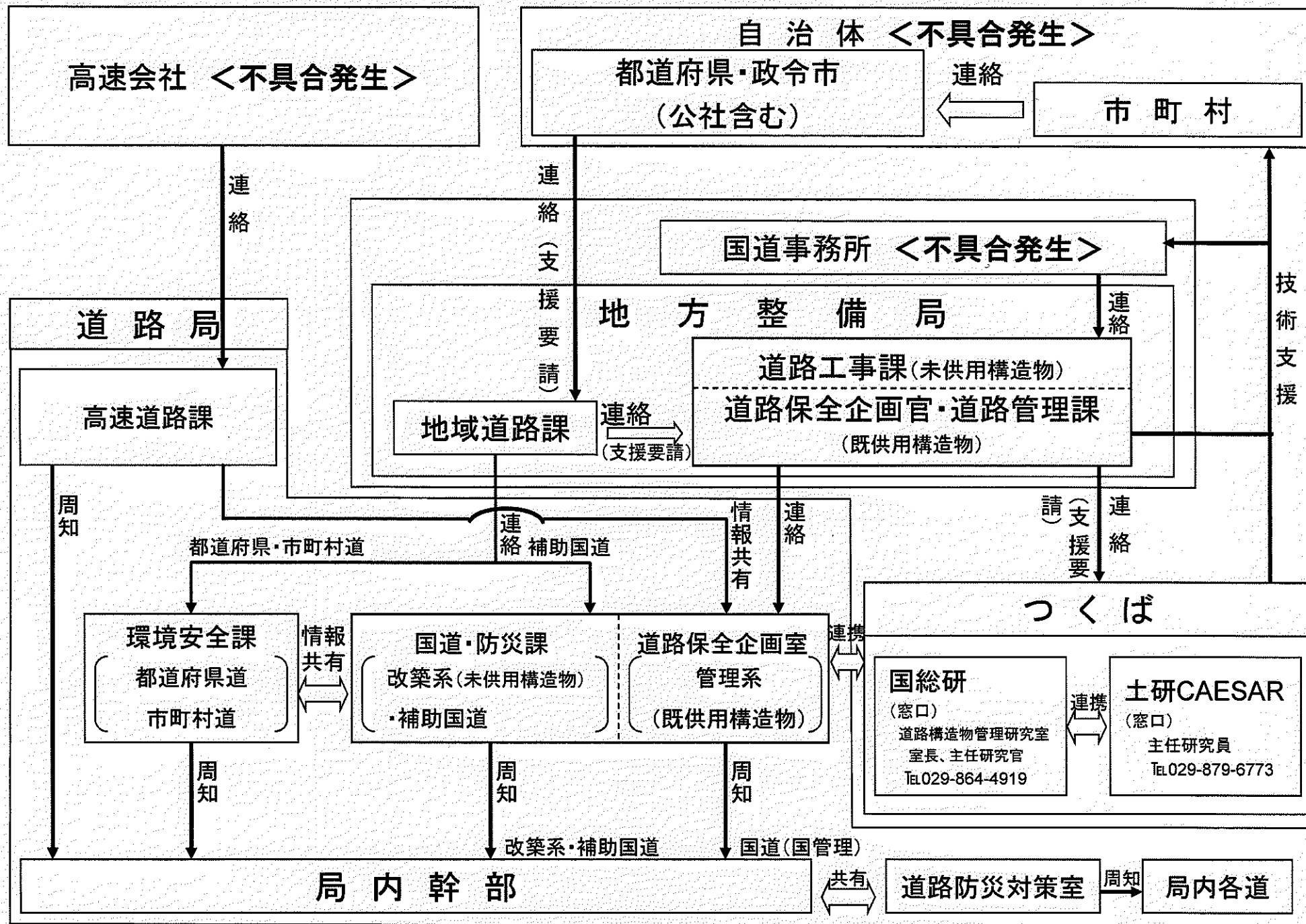
4. 整備局内における技術支援体制図の作成

不具合の発生時において、迅速かつ効率的に適切な処置が行われるよう、各地方整備局又は国道事務所毎に、各種技術支援機関等の連絡先や支援内容等を明確にした技術支援体制図等を作成し、関係者間で共有するものとする。なお、既に不具合発生時の支援体制・連絡体制図等が整備されている場合には、既存資料の有効活用を図るものとする。

※各種技術支援体制の例：道路防災有識者、防災・橋梁に関する学識者、橋梁ドクター、橋梁保全アドバイザー、国土技術政策総合研究所、土木研究所、各種協会 等

不具合発生時の連絡及び支援体制

別紙



**緊急事態発生
(道路管理者)**

鋼橋に関する相談

一般社団法人 日本橋梁建設協会
(略称: 橋建協)

本部担当 正(事務局長: 出嶋 慶司)
副(業務部長: 竹村 昌徳)

TEL: 03-3507-5225
FAX: 03-3507-5235

北海道事務所(土井)
011-232-0249 akira_tsuchii@j-fab.co.jp

東北事務所(岩田)
022-262-4855 y.iwata@yokogawa-bridge.co.jp

関東事務所(外山)
03-3507-5225 s-toyama@n-sharyo.co.jp

北陸事務所(中島)
025-244-8641 nakajima@k-hokuto.co.jp

中部事務所(山本)
052-951-0200 k.yamamoto@takadakiko.co.jp

近畿事務所(大川)
06-6533-3238 ohkawa_r@hitachizosen.co.jp

中国事務所(柴田)
082-221-1721 tomokazu.shibata@kawada.co.jp

四国事務所(松室)
0885-32-8230 yoshitake_matsumuro@j-fab.co.jp

九州事務所(熊谷)
092-262-2528 kumaken@mes.co.jp

沖縄事務所(比嘉)
098-861-2828 satoshi.higa@kawada.co.jp

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目6番11号 西新橋光和ビル9F

本制度への質問・疑義

国土技術政策総合研究所
橋梁研究室

担当: 白戸・岡田・大西

TEL: 029-864-4919

コンクリート橋に関する相談

一般社団法人 プレストレスト・コンクリート建設業協会

本部担当 正(事務局: 土屋 雅央)
tsuchiyam@pcken.or.jp

TEL: 03-3260-2535
FAX: 03-3260-2518

北海道支部(初貝)
011-231-7844 y.hatsugai@nihonkoatsu.co.jp

東北支部(八重樫)
022-266-8377 pckk-touhoku@psmic.co.jp

関東支部(今田)
03-5227-7675 mimd@psmic.co.jp

北陸支部(佐々木)
025-229-4187 pcken@wing.ocn.ne.jp

中部支部(高木)
052-541-2528 akira.takagi@abe-nikko.co.jp

関西支部(伊藤)
06-6195-6066 pckenkansai@vesta.ocn.ne.jp

中国支部(田中)
082-262-0474 ftanaka@kkn.co.jp

四国支部(越智)
087-868-0035 pcjimu@duns.ocn.ne.jp

九州支部(吉村)
092-751-0456 k.yoshimura@fujips.co.jp

〒162-0821 東京都新宿区津久戸町4番6号(第3都ビル)

本制度の活用に関する疑義・質問等は 両協会または
国土技術政策総合研究所橋梁研究室 まで

～管理者のための「橋の相談窓口」(試行)～

■制度の目的

道路橋の建設や維持管理にかかる事業に関連して、**橋梁に関する高度な技術的専門知識を要する緊急事態の発生時に管理者が迅速かつ適切な対応を行えるために、公益活動の一環として体系的な技術支援を行う。**

■支援活動の範囲

支援にあたっては、社会的な透明性・公平性・中立性を保証し、真に公益活動の一環として行うボランティア活動であり、以下の範囲とする。

- 緊急対応としてのボランティア活動とみなせる範囲(事由発覚直後から緊急対応の範囲)
- 特定の利害関係が生じたり、社会通念上契約的行為を伴うことを要すると解されることのない範囲

■支援内容

- 各種建設事故に関する緊急措置に関する技術的助言
- 重大損傷・変状等の発生・発見直後の調査・診断に関する技術的助言
- 自然災害による被災時の緊急措置や調査・診断に関する技術的助言
- 上記に関連して、協会の保有するデータベース等を活用した、同種類似の事象事例の検索・紹介
- その他(「制度の目的」、「支援活動の範囲」に適合するもので管理者の要請に基づくもの)

■その他

○管理者が独自に有する各種支援体制(例:防災ドクター、国土技術政策総合研究所、(国研)土木研究所など)とは、相談者の要請に応じて適宜連携して対応できる。ただし、支援活動の自主性・独立性が担保されることを前提とする。

○支援範囲については、両協会の判断によるものとし、協会の都合により支援内容には制約が生じる場合がある。
(例:休業日・時間外等による対応の遅れや不能、専門技術者の不在による即応性の限界、その他)